

- 温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策(適応策)は車の両輪。
- 本法により適応策を法的に位置付け、関係者が一丸となって適応策を強力に推進。

背景

我が国において、気候変動の影響がすでに顕在化し、今後更に深刻化するおそれ。適応策が重要。

米・果樹



水稻の白未熟粒(右)
(写真提供:農林水産省)

みかんの浮皮症(右)
(写真提供:農林水産省)

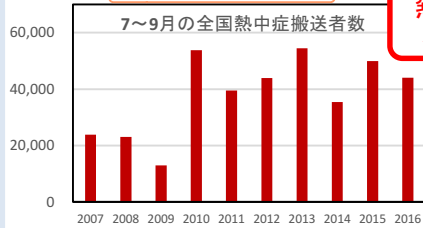
豪雨の増加



(出典:気候変動監視レポート2016(気象庁))

日本の年平均気温は、100年あたり1.19°Cの割合で上昇している。今後さらなる上昇が見込まれる。

熱中症患者の増加



(出典:総務省消防庁 熱中症情報 救急搬送状況より環境省作成)

熱中症・感染症



ヒトスジシマカの分布北上(デング熱の媒介生物)

(写真提供:国立感染症研究所昆虫医学部)

災害・異常気象



強い台風の発生数等の増加(将来予測)
(画像提供:気象庁)

生態系



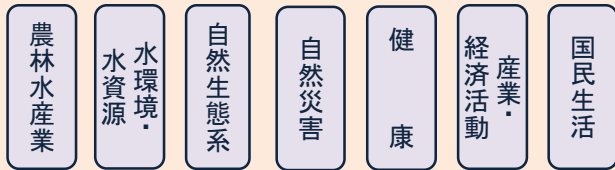
サンゴの白化
(写真提供:環境省)

法律の概要

1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定。その進展状況について、把握・評価手法を開発。(閣議決定の計画を法定計画に格上げ。更なる充実・強化を図る。)
- **気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進



- 将来影響の科学的知見に基づき、
- ・高温耐性の農作物品種の開発・普及
 - ・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
 - ・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
 - ・ハザードマップ作成の促進
 - ・熱中症予防対策の推進
- 等

2. 情報基盤の整備

- 適応の**情報基盤の中核として国立環境研究所**を位置付け。

「気候変動適応情報プラットフォーム」(国立環境研究所サイト)の主なコンテンツ

コメの収量の将来予測

砂浜消失率の将来予測

※品質の良いコメの収量

<http://www.adaptation-platform.nies.go.jp/index.html>

<対象期間> 21世紀末(2081年～2100年)のシナリオ(高CO2濃度) 厳しい温暖化対策を想定(RC2.6)

3. 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村(東京23区を含む。)に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う拠点(**地域気候変動適応センター**)機能を担う体制を確保。
- **広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

※施行期日:6ヶ月を超えない範囲で政令で定める日。ただし、施行前に気候変動適応計画を策定することができる。